

山梨県の融資制度のご案内

起業家支援融資

新たに事業を始めようとする個人や会社を支援するための融資です。

- 融資対象**
- (1) 事業を営んでいない個人が、
 - ・県内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする場合
 - ・事業を開始した日以後 5 年を経過していない場合
 - (2) 中小企業者である会社が、
 - ・県内で新たに分社化しようとする場合
 - ・分社化した日以後 5 年を経過していない場合

資金使途 設備資金 及び 運転資金
 ※土地取得資金及び新会社設立のための資本金（株式取得資金）は対象外
 ※NPO 法人は対象外

限度額 3,500 万円
 ※融資対象(1)で、創業前の方は、2,000 万円を超える部分は自己資金の範囲内

融資利率 1.5%
 1.3% … 融資対象(1)で、女性、若者（34 歳以下）、シニア（55 歳以上）の
 いずれかに該当する場合
 1.2% … 融資対象(1)で、県内移住後 5 年未満の場合

保証料率 0.30%～0.45%（県の 1/2 補助後の料率）

担保・保証人 無担保・無保証人（原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要）
 ※ただし、山梨県信用保証協会の保証が必要です

償還期間 設備資金 10 年以内（1 年以内の据置を含む）
 運転資金 10 年以内（1 年以内の据置を含む）

申込書類 借入申込書、財務書類、商工会等の診査書、納税証明書、事業計画書などの書類が必要となります。
 ※診査書については、商工会議所・商工会にご相談ください

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 りそな銀行

他にも利用目的に応じた融資を用意しております。

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。▼

場所 県庁別館 3 階 産業振興課

相談時間 9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）

電話番号 055-223-1554（直通）

問い合わせ先

山梨県 産業労働部 産業振興課

TEL 055-223-1537（直通）